

大津市男性の家事育児参画推進事業イベント企画運営業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「大津市男性の家事育児参画推進事業イベント企画運営業務」に係る委託の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

大津市男性の家事育児参画推進事業イベント企画運営業務

(2) 業務内容

業務内容は別添「大津市男性の家事育児参画推進事業イベント企画運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

(3) 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 予算額

委託料の上限は1,430,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 スケジュール（予定）

令和8年6月11日（木）	公募開始
令和8年6月18日（木）	質疑受付締切
令和8年6月23日（火）	質疑に対する回答（ホームページ）予定
令和8年6月26日（金）	参加申込書の提出締切
令和8年7月7日（火）	企画提案書の提出締切
令和8年7月14日（火）	プレゼンテーション審査

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 次に掲げる税を滞納していない者であること。
 - ア 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。））
 - イ 消費税
 - ウ 地方消費税
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更

生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

- (5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(7)にあつては、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (7) 親会社等(会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)と子会社等(同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ロ) (7)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (7) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
- (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
- d 組合の理事
- e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの
- (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合
- (ロ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ハ) (7)から(ロ)までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等(個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に

実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

7 質疑・応答

(1) 提出方法

質問書(様式第1号)を作成し、電子メールにて提出すること。

※ メール件名を「天津市男性の家事育児参画推進事業イベント企画運營業務質問(会社名)」、ファイル件名を「質問書(会社名)」とすること。

※ 必ず電話でメール送信した旨を伝え、担当課で受信したことを確認すること。

※ 電話や口頭での質問や提出期間を過ぎた質問は受け付けない。

(2) 提出期間

令和8年6月11日(木)から同月18日(木)まで

(3) 提出先

「16 問合せ先」に記載のあるメールアドレス宛

(4) 回答日

令和8年6月23日(火)予定

(5) 回答方法

質問票の送信元のアドレス宛てに電子メールにより送信するとともに、天津市ホームページにおいて掲載する。

※ トップページ⇒入札・契約トピックス「入札・契約情報」⇒プロポーザル⇒募集中のプロポーザル

(6) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、仕様書の追補とみなす。

イ 質問の内容に参加社名が特定できる記載を入れないこと。

8 参加申込みの手続

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び大津市契約規則（昭和40年規則第35号）等の各規定を理解した上で、次に掲げる書類を提出すること。

ア 参加申込に係る提出書類 各1部

(ア) 参加申込書（様式第2号） 1部

(イ) 誓約書（様式第3号） 1部

(ウ) 法人等概要（任意様式） 1部

※様式は任意のものとし、A4版、2ページ以内（両面印刷可）にまとめること。

(エ) 会社案内（パンフレット等） 1部

(オ) 類似するイベント業務等の受託実績（様式第4号） 1部

(カ) 大津市競争入札参加有資格者名簿に登録がない場合にあつては、次に掲げる書類

a 直近年度の市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が大津市に存する場合に限る。））及び消費税の納税証明書（写し可）（滞納がないことを確認できるもの）。

※法令の規定に基づく猶予制度の適用を受けている者にあつては、納税証明書に代えて納税の猶予許可通知書その他の猶予制度の適用を受けていることを証する書面を提出すること。

b 法人の場合にあつては履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（写し可）及び役員名簿、個人の場合にあつては身分証明書の写し

イ 企画提案に係る提出書類 各8部（正本1部、副本7部）

(ア) 企画提案書（様式は問わない。）

※ 副本には、提案者の商号又は名称、代表者氏名などの事業者が特定できる事項を記載しないこと。

(イ) 業務実施体制（様式第5号）

(ウ) 見積書（様式は問わない。）

※ 見積額及びその内訳については、当該業務に係る事業費を必要経費の項目ごとに積算すること。また、消費税及び地方消費税相当額を含む価格及び積算内訳を記載すること。

(エ) 審査基準対照表（様式は問わない）

(2) 提出期間及び時間

ア 参加申込みに係る提出書類

公告の日から令和8年6月26日（金）まで。ただし、大津市の休日定める条例（平成元年条例第67号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。

イ 企画提案に係る提出書類

公告の日から令和8年7月7日（火）まで。ただし、市の休日を除く。

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。持参の場合は上記期間中の午前9時から午後5時までとする。なお、郵送の場合は、郵便書留によることとし、提出期間の最終日までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

「16 問合せ先」に記載のある担当窓口

9 企画提案書の作成方法

(1) 企画提案書の内容

仕様書及び審査方法等を踏まえた上で、参加者としての方針、アピールポイントや提案内容等を具体的に明記すること。

(2) 様式等

ア 様式は任意とする。文書の補充のために写真、イラスト等を用いることも可とする。

イ 様式の規格はA4サイズとする。ただし、表現等の問題でA3を利用した方が分かりやすい場合はA3の利用も可とする。

ウ 使用枚数の制限は設けない。

エ 正本の表紙には「天津市男性の家事育児参画推進事業イベント企画運營業務企画提案書」と記載するとともに、会社名と日付を記載すること。

(3) 審査基準対照表の作成

本実施要領に示された審査基準ごとに、企画提案書における記載箇所、提案内容、提案者の強み等を簡潔にまとめた対照表を作成すること。

10 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、本案件のプロポーザル審査委員会が審査を行う。

(1) 審査方法

書面及びプレゼンテーション審査により行う。

(2) 書面及びプレゼンテーション審査

ア 実施日

令和8年7月14日（火）

イ 実施場所

詳細な日時会場等は、企画提案書等を提出した者に対して別途通知する。

※ オンラインでの参加も可とする。

※ オンラインでの参加を希望する場合、事前に担当課に了承を得ること。

※ オンライン参加に使用する会議ツールは対象者に対して別途通知する。

ウ 提案時間

20分間（提案説明は、本業務に従事する者が行うこととする。）

エ 質疑応答

15分間

オ 参加人数

3人以内

カ 電子データによる提案説明を行う場合は、あらかじめ天津市が準備した電子計算機及びプロジェクターを利用することができる（電子計算機の利用は、企画提案に使用する電子データを令和8年7月13日（月）午後5時までに「16 問合せ先」の電子メールアドレス宛てに送信した者に限る。）。なお、使用する電子データは、企画提案書と同一内容とし、追加等は一切認めない。ただし、内容の省略による頁数の変更及び構成の変更は妨げない。

キ オンラインで参加する場合、参加者は通信環境を十分に整えること。通信遮断による提案時間の延長は原則認めないものとする。ただし、停電等の予期しない要因による通信遮断が発生した場合はこの限りではない。

(3) 審査基準

ア 組織評価

(7) 業務遂行能力・実施体制

- a 本業務に必要な業務実績があるか
- b 業務実施に必要な知識や経験を有しており、業務遂行に適した人材を配置しているか。
- c 実施スケジュールは妥当か。

イ 提案内容評価

(7) 業務の理解度・提案内容の有効性

- a 業務の目的や趣旨を十分理解し、企画提案できているか。
- b 本イベントのメインターゲット（親子や、子育て中の家族、新婚夫婦等）が参加したいと感じる仕掛けや、父親と子の関わりを重視した要素を取り入れる等、集客イベントの企画に工夫がされているか。
- c 大津市版家事シェアシートを効果的に活用した企画提案ができているか。
- d 集客イベントの安全性を確保できているか。
- e 集客等に関する独自の提案があり、本事業の目的達成に有益なものであるか。

ウ 価格評価

(7) 見積額に基づく評価方法

- a 最低見積価格／提出見積価格×10点（小数点以下切捨て）

1.1 その他

ア 審査の対象事業者は、「6 参加資格」要件を満たし、かつ「8 参加申込みの手続」を期限内に終えた事業者に限る。参加申込者全てに対して、別途参加資格審査結果通知書により通知する。

イ プレゼンテーションにおいて、提案者名が分かる説明は行わないこと。

ウ 応募者が多数の場合は、別途審査日を設けるものとする。

エ プレゼンテーションは、企画提案書に沿って説明を行うこと。

1.2 審査結果

(1) 通知方法 プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書にて通知する。

(2) 通知時期 令和8年7月17日（金）を予定

1.3 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は、返却しない。

(2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。

(3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

1.4 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

1.5 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を大津市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式第6号）を「1.6 問合せ先」に記載のある担当窓口宛てに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 参考見積書の金額が第3項の予算額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 提案者は、プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1.6 問合せ先

〒520-0047 大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津1階

大津市政策調整部人権・男女共同参画課（担当：佐藤）

TEL：077-528-2791（直通）

Mail：otsu1006@city.otsu.lg.jp